

日向市子ども応援推進事業補助金交付要綱をここに公表する。

令和8年4月1日

日向市長 西村 賢

日向市告示第109号

日向市子ども応援推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、多様かつ複合的な困難を抱える子ども（日向市内に住所を有する18歳未満の者をいう。以下同じ）が地域から孤立することのないよう、子どもに対して食事及び居場所の提供や生活支援を行うとともに、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、日向市子ども応援推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域こどもの生活支援強化事業実施要綱（令和5年12月13日付こ支家第310号こども家庭庁支援局長通知）に規定する地域こどもの生活支援強化事業に該当する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 子どもに対する食事又はその居場所の提供を年間6回以上行う事業
 - (2) 子どもへの生活支援として食料品、文房具その他のこどもの生活に必要な物品の提供を常時行う事業
- 2 前項の規定にかかわらず、実施する事業が国、県、民間等の補助金等を受けている場合は、補助対象事業としない。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を行う団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内で子どもに対し支援活動を実施する民間団体であり、こどもの福祉に関し市及び関係機関と適切に連携を図ることができると市長が認める団体であること。
- (2) 市税等を滞納していない団体であること。
- (3) 暴力団等（日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する団体（団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合は、暴力団等に該当する団体とみなす。）でないこと。
- (4) 補助対象事業を行う主たる目的が政治活動、宗教活動又は営利的活動でないこと。

2 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次の各号のいずれの事項にも留意しなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守すること。
- (2) 補助対象事業の実施を通じて把握した子ども等の状況から、行政等の支援が必要と判断した

ときは、適切な支援機関につなげること。

- (3) 支援機関との連携を担当する者を団体内に配置すること。
- (4) 調理した食事等をこども、こどもの保護者、地域住民等に提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等以上の知識を有するとみなされる者を少なくとも1名配置するよう努めること。
- (5) 補助対象事業の実施に関する保険に加入すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費という。」は、補助対象事業を実施するために必要となる次に掲げる経費とする。ただし、補助対象者の団体運営に係る経費、恒常的職員（恒常的業務を担う職員をいう。以下同じ）に係る人件費等の経費は除く。

- (1) 事務用及び調理用等事業に係る消耗品費
- (2) 食材費
- (3) 人件費（恒常的職員以外の者に係るものに限る。）
- (4) 光熱水費
- (5) 賃借料
- (6) 保険料
- (7) 通信運搬費
- (8) その他市長が必要と認めた経費

2 前項の補助対象経費は、規則第7条の規定により交付決定を受けた日の属する会計年度の4月1日から翌年の3月31日までに要した経費とする。ただし、4月1日以降に新たに補助対象事業を実施したときは、第6条の規定により補助金の交付申請をした日以降に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から補助事業の実施に伴い生じる参加費、寄付金その他収入の額を控除した額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の上限額は、第2条第1項第1号に掲げる事業については1団体につき5万円とし、同項第2号に掲げる事業については1団体につき50万円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に規定する補助金交付金申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 定款、会則、規約その他これらに準ずるもの
- (4) 市税完納証明書
- (5) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、原則として毎年5月31日までに行わなければならない。ただし、会計年度の途中で新たに補助対象事業を実施しようとする場合は、当該事業の実施前に行わなければならない。

(事業の中止又は変更)

第7条 補助事業者は、その事業を中止し、又は変更しようとするときは、規則第9条第2項の規定に

基づき、あらかじめ市長に報告してその指示を受けなければならない。

(申請の取下げのできる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げができる期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業活動報告書(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第5号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容と適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、規則第13条の2に規定する補助金等額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の確定額が第9条の規定により交付した概算払額より少ないときは、その差額を返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除額確定報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(書類の保管等)

第15条 補助事業者は、補助金の収支を明らかにした書類及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存しなければならない

(個人情報の保護)

第16条 補助事業者及び事業の従事者(従事していた者を含む。)は、補助事業の実施に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。事業終了後及びその活動を退いた後も、また同様とする。

2 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第2項の規定にかかわらず、令和8年度に係る補助金の交付申請については、同項中「毎年5月31日」とあるのは「市長が定める日」と読み替えるものとする。

事業計画書

団体等名

1 事業名

事業名	年度 日向市こども応援推進事業
-----	-----------------

2 実施計画

事業開始予定年月日	年 月 日
事業終了予定年月日	年 月 日
実施事業 ※ <input type="checkbox"/> 欄に該当する事業種類をチェックし、1回あたりの事業規模を記入してください	
<input type="checkbox"/> こどもに対する食事や居場所の定期的な提供	
【1回あたりの利用見込み数】 大人 人・こども 人 計 人	
<input type="checkbox"/> こどもへの生活支援として食料品・文房具等の常時提供	
【1回あたりの支援予定者数】 世帯 大人 人・こども 人 計 人	
実施時期及び回数	
【実施曜日等】 毎月第 曜日 時～ 時	
その他（	
【事業期間における実施予定回数】 回	
実施場所（住所・施設名など）	
主な活動または支援内容	
※ 実施内容の概要を記入してください。利用者の負担があればその内容も記入してください。	
利用者または支援者の対象	特に定めない
※該当する方を○で囲み、定める場合はその内容を記入してください。	定める ()

3 実施体制

団体等の構成	構成員数 名 活動従事予定者 名（構成員外のボランティア含む） 活動実施時の連絡先（TEL）：
会計担当者氏名	氏名： TEL：
支援機関との連携担当者氏名	氏名： TEL：

4 補助金交付申請額

補助基準額（A）[上限 万円]	円
補助対象経費（B）	円
補助金交付申請額 (AとBのいずれか低い額)	円

(注意)

- 1 団体等の規約・会則を添付してください。
- 2 活動内容が分かるチラシ等がある場合は直近のものを添付してください。
- 3 事業経費の同一費用について、他の国・県・民間等の補助金と二重で本補助金を申請することはできません。別費用であれば、本補助金を申請することができます。
- 4 事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う際は、日向市こども応援推進事業補助金交付要綱第16条第1項及び第2項を遵守してください。

収支予算書

団体等名 _____

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
市補助金		
寄付金		
利用者負担金		
団体等負担金		自己資金または団体内会費
合 計		

0

支 出

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
合 計		

※適宜、行を追加してください。

誓約書兼同意書

年 月 日

日向市長 様

住 所
団体等名

代表者氏名

下記に示す者は、日向市暴力団排除条例第2条第5号の暴力団等ではないことを誓約します。

また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を日向市に提出すること及び日向市暴力団排除条例に基づき、日向市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報を警察機関へ提供することについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	同意年月日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

注) この書面に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき取り扱うものとし、日向市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

事業活動報告書

団体等名

1 事業名

事業名	年度 日向市こども応援推進事業
-----	-----------------

2 事業の概要

事業開始年月日	年 月 日
事業終了年月日	年 月 日
実施事業 ※ □欄に該当する事業種類をチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> こどもに対する食事や居場所の定期的な提供	
<input type="checkbox"/> こどもへの生活支援として食料品・文房具等の常時提供	
事業の成果	

3 事業の実績

別表1または2のとおり

4 補助金所要額

補助基準額 (A) [上限 万円]	円
補助対象経費 (B)	円
補助金所要額 (AとBのいずれか低い額)	円

(注意)

- 1 活動内容が分かるチラシや活動写真を添付してください。

収支決算書

団体等名

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
市補助金		
寄付金		
利用者負担金		
団体等負担金		自己資金または団体内会費
合 計		

支 出

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
合 計		

※適宜、行を追加してください。

日向市長 様

住 所

団体等名

代 表 者

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知があった日向市こども応援推進事業補助金について、日向市こども応援推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金額（補助金額確定額）	円【A】
2 補助金額確定時における消費税仕入控除税額等	円【B】
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等	円【C】
4 補助金返還相当額	円【C－B】
5 添付書類	<p>※いずれか該当するものにチェックをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 3の消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額等が発生する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳等が分かる資料 ・その他市長が必要と認めるもの <p><input type="checkbox"/> 3の消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額等が発生しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由を記入 <p>()</p>